ニュース・レタ

NEWS LETTER Apr. 2009



グリーン・ニューディールの人々

昨年、国連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP14、ポッナン・ポーランド)で、「緑の雇用回復策」が検討された。(写真:水口哲)



グリーン・ジョブ・イニシィアティブ国連環境計画、ILO(国際労働機関)など

回復策」を打ち出した。
護団体が集まり、「緑の景気・時合わせ。鉄鋼労連、通信労・大会のせ。鉄鋼労連、通信労・大学のは、・グリーン連合の打・大学のといいます。



る」と発表「緑の先進経済圏になカリフォルニア州は、



CONTENTS -----

2 緒方 勤・学習会報告「エストロゲン様内分泌撹乱化学物質と男性性機能低下」

4 西村 啓聡・「化学物質政策基本法」の制定に向けた院内集会の活動報告

6 安間 武・UNEPアジア水銀保管プロジェクトワークショップ参加報告

7 水口 哲・美味 水俣のイリコ

8 安間 武・ナノ物質の安全管理 何が問題か?

(1) 佐藤 泉・「環境法の今」第26回/土壌汚染対策法改正の動向

国民会議学習会「子どもの健康と環境ホルモン」報告

エストロゲン様内分泌撹乱化学物質と 男性性機能低下

国立成育医療センター研究所小児思春期発育研究部 緒 方 勤先生

2009年2月28日、国民会議公開学習会「子どもの健康と環境ホルモン」が開催されました。「エストロゲン様内分泌撹乱化学物質と男性性機能低下」と題して国立成育医療センター研究所小児思春期発育研究部 緒方勤先生にお話しをいただきましたので、その要旨を報告します。 (報告:松崎早苗・水野玲子)

環境ホルモン問題がマスコミに報道されなくなってから早や5年ほどになるが、この学習会には熱心な多くの人が集まった。講師の緒方先生はわれわれの会には初登場でどんなお話が聞けるかと興味津々で待った。

はじめに、男児の生殖器形成の異常に関する病気 の様子と最近の傾向が丁寧に説明された。尿道下裂 とは、男児の尿の出口がペニスの先端でなく付け根 の方になっている病気のことだ。この疾患は、男の 胎児の男性性機能の発達期に必要な大量の男性ホル モンが不足するために起こることから、女性ホルモ ン様(エストロゲン様)作用を持つ環境ホルモンの 影響を疑われている。この病気の発生頻度は日本で は1970年以降増加が著しいが、アメリカと比べると 絶対数はまだ非常に少ない(有効な対策をとらない とアメリカ並みまで行く?)。先生の研究は、そも そも尿道下裂になりやすい遺伝的感受性が強い人が いるのではないか、というところから始まっている。 また、停留精巣とは、睾丸が腹腔から下りてこない で腹腔内に留まってしまう病気で、やはりエストロ ゲン様物質によってインスリン様ホルモンが不足す るために、精巣導帯が十分に伸びないことにも起因 する。これらの疾患は同時に他の男性機能の低下と も連動することが多い。精子数の傾向については、 これまで多くの議論がなされてきたが、アメリカで もやはり減っていると認識された。さらに、精巣腫 瘍も先進諸国で増加傾向でもある。

緒方先生の本題は、疾患の遺伝的感受性の研究で

ある。わずかな量の化学物質を同じように被曝して も、発症する人と発症しない人がいることは良く知 られているが、そのために化学物質の影響を確立で きず、影響が無いかのごとく結論されてしまうこと が多い。そこで、なぜ感受性にバラつきがあるのか をテーマとして研究している。主要な環境ホルモン は女性ホルモン (エストロゲン) 様物質であること から、これらが体内に入ったとき結合するエストロ ゲン受容体(ER)に着目する。エストロゲン受容 体はとくに感度がよく、エストロゲン様物質とも結 合する。そして、何が個人の遺伝的素因をきめてい るかといえば、それはER遺伝に特異的な塩基配列 (ミニ知識参照) パターンである。ヒトの遺伝子は すでに解読されているので、ERタンパクを暗号化 している遺伝子の配列(らせん状分子についている 特長的な塩基部分)の中で病気と関連が深いと考え られている配列部分のさまざまな塩基の違い(バラ ツキ、多型)を調べた。停留精巣の子どもとそうで ない子ども、尿道下裂とそうでない子どもについて 比較解析(ハプロタイプ解析)したところ、配列の 一定部分(ブロック)にはっきりした差が見られた。 解析法は複雑でここに正しく報告することは難しい が、健康な人との差が大きいブロックの出現頻度は、 停留精巣の子どもで7.5倍、尿道下列の子どもでは 13.75倍だったという。このように大きな差のある 指標を見つけられた意義は大きく、化学物質が環境 ホルモンとして働くか否かを判定する道が一つ開け たといえよう。このような結果が明らかになった理



由のひとつとして、内分泌化学物質(環境ホルモン) が進化の淘汰を受けられないほど新しい物質群だか らかもしれないという。またこの解析法は、低用量 で影響があるかどうか議論になっている物質に関す る、敏感なバイオマーカーになり得ると考えている。

もう一つのテーマはエピジェネティックスであ る。エピジェネティックスとは、遺伝子のDNAに メチル化などの修飾がつくことでその遺伝子の働き を抑制する仕組みのことをさす。正常なメチル化の 働きに異常がおきると病気の発生につながる場合が あるので、外部から入ってきた化学物質がメチル化 の異常を起こしている可能性やその因果関係を研究 しているのである。

先生は最後に、現代の成人より小児の方がより病 気になりやすいと明言した。それは、同様に病気に なりやすい素因をもっていたとしても、現代の小児 の方が大人より曝露量が多いからであるという。臨 床の現場にいると患者から学ぶことが多く、従前の 毒性試験ではっきりとした結果が出なかったから安 全だということは言えない。そこを何とかクリアー にしたいと考えて研究している。外因性化学物質に 感度が高い群を見つける方法をさらに増やして、確 かに敏感な群が存在していることを示すことが求め られている。また環境要因よってメチル化の異常が 起るエピジェネティックス変異は、それを人為的に

元に戻すことは不可能である。このため、あくまで も化学物質に曝露されないという「予防原則」、と 同時に環境汚染を減らしていくという「予防原則」 が重要である。

DNA、遺伝子、その構造や発現過程という一般 人には難しい内容であったが、質問にも丁寧に答え ていただき、今後NGOのレベルアップにつながる だろうと思われるシンポジウムになった。

ミニ知識:遺伝子はDNAの一部分で、ヒト の場合、DNA (二重らせん) 全体の約2% しかありません。遺伝子は(当然、DNAも) は4種類の塩基(A.T.G.C)で表され、遺伝暗 号文字ともいえますが、特定の順で並んでい ます。このように塩基が並んでいる状態を塩 基配列と呼んでいます。従来の化学物質の影 響評価は、遺伝子DNAの塩基配列に変化を 起こすかどうかに重点がおかれてきましたが、 エピジェネティックスは遺伝子の塩基配列に は変化を起こさず、塩基配列にメチル化など 特殊な物質を修飾(付加すること)すること によって遺伝子発現が制御されることや、そ の因果関係などを解明する遺伝学の新しい分 野です。

「化学物質政策基本法」の制定に向けた 院内集会の活動報告

国民会議常任幹事 西村 啓聡

4月2日、化学物質政策基本法を求めるネットワーク(ケミネット)が、衆議院第2議員会館第1会議室において、化審法改正と基本法の制定を求めて学習会を開催しました。このケミネットには、国民会議も参加しています。

冒頭、中下裕子ケミネット共同代表(ダイオキシン国民会議事務局長)が、政府が提出している化審法改正案には問題点があること、今日は基本法について国会議員の先生方と積極的に議論したい旨の挨拶がありました。

続いてケミネットの中地重晴ケミネット共同代表から、今回において政府が提出している化審法改正の問題点についての報告がありました。

同代表は、国際協調の観点からは、WSSDの 2020年目標を達成するためには今回の化審法改正だ けでは不十分であること、化審法には予防原則・代 替原則・市民参加の原則が明記されていないこと、 GHSに準拠した表示が義務付けられていないこと が問題であると指摘しました。また、今回の化審法 改正においてノーデータ・ノーマーケットの原則の 観点からは、化審法の適用範囲の見直しがなされて いないこと、事業者に毒性データ等の届出を義務づ けていないこと、「優先評価化学物質」の概念・選 定基準が明確でないこと、「第1種特定化学物質」 の規制は緩和すべきでないこと、「第2種特定化学 物質」の選定基準や選定プロセスが明確でないこと が問題であると指摘しました。さらに、今回の化審 法改正は、新技術への対応の観点から、ナノ物質に ついて「新規化学物質」として管理することが明記 されていないこと、ナノ物質は新たな材料として期 待されたが新たな有害性も懸念されること、ナノ物 質の有害性を示唆する多くの研究が発表されている こと、データも安全基準もなしに多くのナノ物質/

製品が市場に出ていること、予防原則に基づきナノ 物質の管理を早急に実施すべきであることが問題で あると指摘しました。

そして、最後に同代表は、省庁縦割りを廃し、基本法で総合的で一元的な化学物質管理を行うべきであること、8つの基本理念のもとに化学物質政策をまとめること、化学物質基盤法で全ての化学物質を一元的に管理し目的ごとに個別規制法で対応することを実現するために、ケミネットが提案している化学物質政策基本法の制定を市民・NGOの力で実現しようと述べました。

次に、ケミネットの村田幸雄氏(WWFジャパン) から化学物質管理の国際的な動向と化審法について の報告がありました。

同氏は、現在国際社会は2020年目標に向け、SAICMという枠組みの下で化学物質管理の改革を進めている。それゆえ、わが国においても、SAICMに沿うような既存の化学物質管理政策の見直しが求められているにもかかわらず、政府の「化審法改正案」は今日の社会が直面する諸課題に向き合わず、軽微の改正で済ませようとしている。上記改正案は、化学物質政策の包括的な見直しを経ずに、一部の法制度だけを切り離して作られた改正案であることに問題の根源があると指摘しました。同氏の報告は、国際社会の化学物質管理に対する考え方と日本政府の化学物質管理に対する考え方の間には、まだまだ齟齬があることを教えてくれました。

続いて、ケミネットの安間武氏(化学物質問題市 民研究会)から、ナノ物質の安全管理に関する報告 がありました。

同氏は、ナノの日本における安全管理において、 総合的なナノ安全管理の展望が示されていないこ と、ナノ安全管理行政が縦割りであること、ナノ推



進に比べてナノ安全管理への比重が小さいこと、安 全規準なしにナノ製品が市場に出ていること、国は ナノの安全性の問題を市民に十分に伝えていないこ と、また、メディアはナノの安全性問題を報道して いないこと、市民はナノ安全性に関する情報を入手 できないこと、ナノに関する政策決定への市民の参 加がないことが問題であると指摘しました。

この問題に対処するためには、同氏は、化学物質 政策基本法を制定し、ケミネットが提案している同 法案の中に規定されているナノ物質への国の規制措 置((ナノ物質に関する規制) 第二十二条 ナノ物 質は同一の化学的組成からなる大きなサイズの物質 とは異なる特性によって人の健康又は生態系に悪影 響を及ぼすおそれがあるので、ナノ物質は新規化学 物質とみなし、国は、ナノ物質による人の健康及び 生態系への悪影響を未然に防止するために必要な規 制の措置を講じなければならない。)により対応す るのがまず必要であると説明しました。

以上のケミネットからの報告に対して、この学習 会に参加した国会議員からは、ケミネットが提案す る化学物質政策基本法について以下のような発言が ありました。

まずは、社民党の党首である福島みずほ議員から は、この基本法は野党共同でできるものであり、で きるだけ早い時期にやることができるはずであると いう力強い言葉をいただきました。

次に、共産党の塩川鉄也議員は、化学物質の問題 においては、事業者のもうけよりも安全が大事であ る。また、アスベスト被害に多額の金銭を費やした ことからわかるとおり、国や企業は化学物質対策を きちんとしないとコスト面においても損をすること になると述べられました。

また、川田龍平議員は、自分達の環境を考える と、日本だけでなく東アジアにおける規制が必要で あり、東アジアにおいて基本法のような法律を作っ

ていきたいと考えていると発言されました。

さらに、民主党のネクスト環境大臣である岡崎ト ミ子議員は、現在、民主党の化学物質PTにおいて、 化学物質基本法のたたき台を作っていると述べられ ました。

この事実は、化学物質政策基本法をこれまで提言 してきたケミネット及びダイオキシン国民会議に とって、重大な事実です。2大政党しかも政権交代 の可能性のある党のPTにおいて、実際に基本法が 積極的に議論されているというのは画期的なことで す。しかも、この議論の契機は、市民団体であるケ ミネット及びダイオキシン国民会議の働きかけが大 きいと思われます。

また、与党公明党の加藤修一議員は、化学物質に よる子供の健康被害を防止するためには、上位に法 体系を作ることが重要であると明言されました。

最後に、中下裕子共同代表から、化学物質政策基 本法制定に向けて合計51887筆の署名が集まったこ とが発表され、同法制定に向けて今後も皆で協力し 同法の制定を実現しようという熱意ある挨拶で国会 内学習会は幕を閉じました。この挨拶に対しては、 学習会の会場を埋め尽くした市民の方々から惜しみ ない拍手が送られました。

本日の学習会により私が感じたことは、日本の化 学物質管理政策は不十分であり、その結果多くの市 民の方々が苦しんでいる。それゆえ、早急に化審法 の上位法である化学物質政策基本法を制定し、国と して化学物質の総合戦略を作成しなければならな い。また、その戦略の下、化学物質過敏症救済法等 の下位法を立案し、早急に個々の被害者を救済しな ければならないということです。

この道程において、私達NGOには、政府にはでき ない多くのやるべき仕事があり、私達は進んでその 責任を果たさなければならないと思いました。

UNEPアジア水銀保管プロジェクト ワークショップ参加報告



化学物質問題市民研究会 安 間 武

■国連環境計画(UNEP)の水銀問題の取り組み

UNEPの水銀問題の取り組みとして、下記の二つがある。

- (1) 国際条約または各国の自主的な取り組みにより、市場への水銀供給をとめる。
- (2) 余剰水銀が市場に出ないよう、永久的な貯蔵施設 を建設し回収水銀を封じ込める。

このうちの(1)の国際条約の動向についてはニュースレター第55号(2009年1月発行)に寄稿した "国際的な水銀管理の枠組み制定の動き"で紹介した。その後、自主的な取り組みを主張してEUと対立していたアメリカが、オバマ政権の下、「法的拘束力のある枠組を支持する」と突然180度の政策転換をしたために、本年2月にナイロビで開催されたUNEP第25回管理理事会で、2013年に向けて "法的拘束力のある条約制定"作業が行われることが決定され、NGOsは歓迎した。

今号では、(2) の余剰水銀保管に関して、UNEPと水銀問題に取り組む国際的NGOのネットワークであるゼロ・マーキュリー・ワーキング・グループ(ZMWG)の共催で、3月4~5日にタイのバンコクで開催されたワークショップに化学物質問題市民研究会がNGOとして参加したので、その概要を紹介する。

■ワークショップの狙い

ワークショップの狙いは下記の3点である。

- (1) アジアで封じ込まれるべき水銀の予想量に関する専門家の報告書を検証すること。
- (2) 余剰水銀の長期的な安全保管のために考慮されるべき問題を検討し、ワークショップ後の詳細な実施可能性調査の実施とそこから得る勧告につなげること。
- (3) 余剰水銀封じ込めのための水銀保管施設の開発を検討すること。

■UNEPとNGOsの連携

UNEPの水銀への取り組みの特徴のひとつはNGOsとの協力であり、ZMWGが水銀問題の取り組みに積極的に関与し、今回のワークショップでも共催者としてUNEPと対等に活躍した。

■参加国/組織

アジアのほとんどの主要国政府(16カ国)と米国の計17カ国、当研究会を含むアジアのNGOs7団体、バーゼル条約地域センター東南アジア(BCRC-SEA)など国際機関5組織、情報提供者として米国防総省備蓄センター(DNSC)など6組織が参加した。

日本政府はこの会議に資金的援助をしたとのことであるが、会議には参加しなかった。アジアで唯一の水銀輸出国であり、水俣の経験があり、水銀問題の取り組みに主導的な役割を期待されている日本が参加しなかったことは、日本がUNEPの水銀取り組みにおけるNGOsとの協力という重要な側面を無視し、このワークショップを軽視したことを参加者に強く印象付けた。

■情報提供者による発表

情報提供者により、水銀の長期保管の必要性、アジアの予想水銀フロー(2010~2050年)、水銀長期保管の事例として米国防総省の砂漠での地上保管及びドイツの地下岩塩廃鉱での保管などの紹介があった。

■地域別ワークショップ

参加国/NGOs/機関が、東アジア地域、東南アジア地域、及び南アジア地域に分かれて事前に用意された10の質問について討議し、各地域代表が結果を総会で発表した。

共通の問題として提起された点は、▽ほとんどの国では具体的な水銀削減計画はまだない▽ほとんどの国が余剰水銀の保管に肯定的▽日本以外は水銀を輸出していない▽保管施設のタイプ、保管期間、輸送の問題▽長期間モニタリング▽環境影響評価▽候補地の住民の受容とコミュニケーション▽資金の問題▽人的・技術的資源▽強い政治的意志▽汚染者負担原則などであった。

■今後のステップ

今回のワークショップでの検討結果に基づき、選定 されるべき水銀保管オプションについての提案/実施 可能性調査の募集及び実施を行い、実施結果は本年中 に発表されるとのことである。



会員 水 口 哲

水俣病が歴史から消える?

水俣病の未認定患者の補償と引き換えに、原因企 業チッソの分社化を容認する法案が、3月に与党か ら国会に提出された。公害健康被害補償法に基づく 地域指定の解除も含まれている。地域指定が解除さ れれば、患者の認定もなくなる。それは行政上、水 俣病問題の終結を意味する。

さらに、分社化を機にチッソは、社名からチッソ を消すのではないかという推測が地元に広がってい る。地域指定が解除され、チッソの社名が消えれば、 やがて水俣病は歴史から消えるかもしれない。そん な事態が起きつつある。

ただ、この問題は、他でも取り上げられ始めてい る。ここでは、その水俣で取れる大変に美味なイリ コの話をしたい。



島村菜津さん絶賛のイリコ

それは、島村菜津さんが「ス ローフードな日本! | で絶賛 する九州・不知火海の、杉本 家のイリコである。長さは2 センチ程で、ほんのり甘い。 水俣の強い太陽と澄んだ蒼い 海の滋味が、口のなかで拡が る。苦味がないので、ご飯茶

碗一杯分を軽く平らげていた。

作っているのは杉本雄(たけし)さん(70歳)と 長男、四男の家族である。雄さんは、昨年他界した 栄子夫人とともに、水俣病の歴史を変えた一人とし て、新聞記者の間では伝説的な存在でもある。

夫婦で漁をし、水俣病にもかかった。「こ の病気は治らない。薬を飲めば薬害にやら れる | と医者に言われた。そこで二人は、「医 者が治せんなら、自分たちで治そう。食べ もので病気になったとですから、食べもの で治すとです」と腹を決めた。

有機水銀で汚れた水俣湾のヘドロ処理作 業は、1990年3月に終了する。94年、魚の

有機水銀含有量が規制値を下回る。97年10月からは、 漁が解禁になった。

天然塩と天日

以来、杉本家は、少なく獲ったカタクチイワシの 稚魚を、素早く天然塩だけで湯がき、天日で乾す。「人 様に毒は食べさせられない」と、添加物、防腐剤を 使わない昔ながらの製法が、雑味のないイリコを生 んだ。

杉本さんの家は、水俣市茂道集落の、山が海に迫 る入り江にある。かつて、水俣病を全国区に押し上 げた石牟礼道子の『苦海浄土』は、海の描写から始 まる。

「湾は、こそばゆいまぶたのようなさざ波の上に、 小さな舟や鰯籠などを浮かべていた。子どもたちは 真っ裸で、舟から舟へ飛び移ったり、海の中にどぼ んと落ち込んでみたりして、遊ぶのだった |。イリ コを食べている間、子どもたちの歓声が聞えたよう な気がした。

カラスに番をさせる

昨年他界した栄子夫人は傑物で、「縄文を感じさ せる女性」(吉本哲郎・前水俣病資料館館長)だっ たそうだ。取った小魚―イリコの原料となる―を海 辺で水揚げし、並べると、カラスに向かって「番し とけ」と言う。沖合いを漁の際中、イルカに向かっ て「オーイ」と呼びかける。イルカがそれに応えて 尾を振る。そんな天真爛漫な女性だったそうだ。

ナノ物質の安全管理 何が問題か?

安間 插 化学物質問題市民研究会

■はじめに

新たな技術として前世紀後半に登場したナノテクノロ ジーは、あらゆる分野の基盤技術として今世紀に入りま すます発展を遂げている。広範な分野で社会的に大きな 便益をもたらすことが期待される一方で、ナノ物質は、 そのサイズが極めて小さいために新たな有害性を持つこ とが懸念されており、実際にそのことを報告する研究が 増大している。

ナノ物質の安全管理に関する問題は世界各国で共通す る点が多いが、日本特有の問題もあり、本稿では主に日 本における問題点と日本政府に求めることを紹介する。

■ナノの定義

ナノテクノロジーやナノマテリアル(物質)の"ナノ" は10億分の1を意味する。従って、長さの単位である1 ナノメートルは10億分の1メートルである。

ナノ物質の公式な定義はまだないが、少なくとも立体 構造の1次元が100ナノメートル以下の物質であるとい うのが世界的な合意である。ちなみに、ヒトの髪の毛の 太さは約50,000ナノメートル程度であると言われている。

■ナノ物質の新たな特性

ナノサイズの物質の特徴は、サイズが非常に小さく、 質量当りの表面積が非常に大きいことである。物質がナ ノサイズになると、もはや物理学の一般法則は適用され ない、表面活性度が高くなる、化学的、電気的、磁気的、 光学的特性等が著しく変化するなど、全く新たな特性を 持つようになると言われている。例えば、強度が非常に 高くなる(スポーツ用品)、導電特性が著しく変わる(半 導体)、色が変わる(白色から透明に:日焼け止め)、微 生物を殺す(抗菌剤)、浸透性/吸収性を高める(化粧品 /食品)、などの新たな特性が様々な分野で利用される。

■広範なナノ製品群/ナノ応用分野と拡大する市場

このような従来の物質にはない新たな特性が新たな材 料として期待され、すでに様々な分野で利用されている。 例えば、食品、飲料、食品容器、化粧品、身体手入れ品、 日焼け止め、衣料品、電子機器、電池、冷暖房空調、厨 房用品、自動車用品、スポーツ用品、家具、建材、装飾 品、塗料、ペット用品、医療、エネルギー、農業、環境 浄化など、あらゆる分野に及んでおり、現在市場にナノ 製品と称して出されている製品の数は800を超えると言 われている。

世界のナノ製品関連市場は、2004年には1.4兆円であっ たが、2007年には31兆円、そして2014年には約280兆円 となり、ナノ関連製品は全製品の15%を占めると予測さ れている。

■ナノ物質の新たな危険性

しかし、この新たな特性は人の健康と環境に重大な有 害影響をもたらす可能性が指摘されている。実際に様々 なタイプ、材質のナノ物質について、それらが健康と環 境に及ぼす影響に関する研究が世界中で行われており、 様々な有害影響の可能性が次々に報告されている。例 えば、▽二酸化チタンのナノ粒子はマウスの脳細胞にダ メージを与える▽銅ナノ粒子はゼブラフィッシュに害を 与える▽カーボン・ナノチューブはマウスの血管系にダ メージを与える▽ナノチューブは微生物を突き通し、環 境中にDNAを撒き散らす▽酸化銅ナノ粒子は細胞毒性 とDNA損傷力が強い▽ナノ銀は微生物を殺す▽有毒物 質がナノ粒子に乗り (ヒッチハイク) 細胞内に進入する ▽カーボン・ナノチューブはラットのDNAを損傷する。 特に昨年は、形状がアスベストに似たカーボン・ナノ チューブがマウスに中皮腫を起こす可能性を示す研究が

日本とイギリスでそれぞれ発表されて、世界中に大きな 衝撃を与えた。

■ナノ物質/製品の安全基準、データ提出義務、表 示義務がない

世界中で次々とナノ物質が新規材料として開発され、 それらを利用したナノ製品もまた次々に市場に出されて いる。しかし、現在までのところ、ナノサイズであると いう理由で"ナノ物質"を規制している国は世界中どこ にもない。同様に、ナノ製品もまた規制の対象ではない。 ナノ物質/ナノ製品の安全基準を持つ国も世界中どこ にもない。従って安全性が確認されることもなく、安全 に関するデータもなく、またナノ製品の表示義務もなく、 多くのナノ物質/製品が市場に出ている。

■ナノ物質安全管理の問題点と論点

ナノ物質の安全管理上の主要な問題は次のような点で ある。▽ナノの安全性を懸念する研究報告が次々に出て いるが、まだわからないことの方がはるかに多い▽ナノ の安全性研究の体制と投資が十分ではない▽ナノの安全 基準がない▽安全基準/データ/表示義務なしにナノ製 品が市場に出ている。

一方、世界中でナノ物質の規制のあり方が議論されて いるが、その中で最も重要な論点は▽既存の化学物質の 法制度/規制はナノ物質に対して適切か?▽ナノ物質は 新規化学物質か/既存化学物質か? (粒子径が小さいこ とをもって新たな物質とみなすか?)という点である。

■化審法改正とナノ安全管理

日本では、昨年11月に厚労・経産・環境3省の合同検 討委員会から『化審法見直し報告書』が発表され、それ に基づき今国会で化審法が改定される見通しである。同 報告書では、ナノ物質については、"今後の科学的な知 見の蓄積や国際的な動向を踏まえ、対応策について引き 続き検討していくことが必要である"と述べているが、 このことは、日本政府は当面、ナノ物質規制のための新 たな措置をとるつもりはないことを意味している。

■日本政府はナノ物質を新規化学物質として認めない

あるナノ物質が新規化学物質なのか既存化学物質なの かは、その物質の安全性評価が新たに求められるのかど うかに関わる重大事である。できるかぎり安全性評価を したくない産業界と、安全性を求めるNGOsとの意見 の相違は世界中で共通である。

日本政府は粒子径が小さいことをもって新たな物質と 見なさないとしているので、通常サイズの物質がすでに 登録されていれば、それと同一成分のナノ物質は化審法 の下で安全性評価は求められない。例えば、有害性が懸 念される銀、二酸化チタン、酸化亜鉛、カーボンなど多く のナノ物質は新たなテストを原則として要求されない。

アメリカも同様に、有害物質規正法(TSCA)の下 では粒子径が小さいという理由をもって新規物質とは見 なさないが、一方、EUではREACHの下でナノ物質 を新規物質として管理することが検討されている。

■日本の行政のナノ安全管理への取組

昨年、「カーボン・ナノチューブがマウスに中皮腫」

の研究が発表されると、厚労省は急遽、ナノ物質製造・ 取り扱い作業現場に向けて『当面のばく露防止のため の予防的対応について』の文書を出した。またナノ物質 の安全性に関する検討会が厚労省、環境省、経産省によ り、個別にバタバタと立ち上げられ、ばく露の予防的対 策、環境影響防止、製造事業者等の安全対策のあり方等 に関する検報告書やガイドラインが出されたが、このよ うな日本の行政の対応は欧米に比べると4~5年遅れて いる。

■ナノ安全管理 日本では何が問題か?

日本のナノ安全管理の問題点を次のように挙げること ができる。

▽総合的ナノ安全管理の展望が示されていない▽ナノ 安全管理行政が縦割り▽ナノ推進に比べて、ナノ安全管 理への比重が小さい▽安全規準や表示義務なしにナノ製 品が市場に出ている▽国はナノの安全性の問題を市民に 十分に伝えていない▽メディアはナノの安全性の問題を ほとんど報道しない▽市民はナノの安全性情報を入手で きない▽ナノ政策決定への市民参加がない。

■ナノ物質の安全管理が早急に求められる

ナノ物質の有害性を懸念するに足る多くの研究報告が なされている状況において、予防原則に基づき、日本政 府は早急にナノ物質の安全管理のための法を制定すべき である。アスベストの愚行を繰り返してはならない。

化学物質政策基本法制定ネットワーク(ケミネット) が提案する化学物質政策基本法案においても、第二十二 条で"ナノ物質は新規化学物質とみなし、国はナノ物質 による人の健康及び生態系への悪影響を未然に防止する ために必要な規制の措置を講じなければならない"とし ている。

日本政府は下記を含むナノ物質の暫定的な管理を早急 に実施するとともに、総合的な「ナノ物質の安全管理の 枠組み」を別途構築すべきである。

▽ナノ物質は全て新規化学物質と見なす。

▽製造・輸入者に、試験データを含む所定データの提出 を義務付ける。

▽国は提出されたデータに基づき暫定的に安全性を評価 し、管理グレード(許可、制限、禁止)を決定する。 ▽新たなナノ物質は、管理グレードが決まるまでは市場 に出すことはできない。

▽ナノ製品には表示を義務付ける。

土壌汚染対策法改正の動向

佐 藤 泉 国民会議常任幹事 弁護士

1. 土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染対策法は、平成15年2月14日に施行され た。その内容は、有害物質使用特定施設の廃止時(法 第3条)及び都道府県知事が土壌汚染により健康被 害が生ずるおそれがあると認めるとき(法第4条) に、調査が行われ、調査の結果基準値を超過した場 合には指定区域に指定された後、指定区域の管理(開 発の制限、汚染除去等の措置)が行われるものであ

この法律に基づき、施行日から平成20年2月14日 までの5年間に、898件の調査が行われ、そのうち 指定区域に指定されたものが259件、対策の終了に より指定区域を解除されたものが128件となってい る。

2. 何が問題か

(1)調査の実態

環境省が全指定調査機関を対象に実施した調査に よれば、平成18年度に指定調査機関が全国で受注し た件数は14,032件であり、このうち3%が法律に基 づく調査、22%が自治体の条例・要綱に基づく調査、 残りの86%が自主的調査であった。

自主的調査の割合が高いということは、企業の環 境に対する意識が高くなっているという評価も出来 るが、同時に法律の適用範囲が狭すぎて、社会のニー ズに合致していないという評価も出来る。自主的調 査の場合、適切な情報公開が行われないだけではな く、対策の妥当性にも疑問が残る。

(2)対策の実態

また、都道府県等が把握した土壌汚染事例(法対 象外を含む)467件のうち、329件が掘削除去を行っ ていた。土壌汚染対策法では、土壌汚染の管理につ いて、必ずしも掘削除去の手法を奨励しているわけ ではないが、現実には汚染の除去が明確で指定区域 を解除することが好まれるため、このような結果に

なっているものと思われる。しかし、掘削除去には 多額の費用がかかるばかりではなく、大量の土砂搬 出という新たな環境汚染の危険も含んでいるもので あり、安易な掘削除去ばかりが選択されることには 疑問がある。

(3) 汚染土壌の搬出先

土壌汚染対策により搬出される汚染土壌は、残土 処分場、中間処理施設、認定浄化施設、セメント工 場、最終処分場などへ搬出されているものと推定さ れる。しかし、汚染土壌の運搬について、把握を行 う法的制度は十分に整備されていない。したがって、 汚染土壌が不適正に処理される危険がある。

(4) 自然由来は・埋立地は

現在の土壌汚染対策法は、自然由来による環境基 準超過の土壌について、どのように扱うのかについ て法的には明確ではない。また、海面埋立地等、埋 立の段階で環境基準を超過する土砂が適法に使用さ れている場合に、土壌汚染対策法をどのように適用 するかについても明確ではない。そのため、自治体 及び事業者の間で混乱が生じている。

(5) 不動産取引への影響

土壌汚染の可能性がある土地については、汚染除 去費用が不動産の価格を上回るため、対策が行われ ず、また有効な利用も困難な状況(ブラウンフィー ルド問題)が発生している。

また、過去に売買された土地で発見された土壌汚 染をめぐり、訴訟が頻発しており、善意の買主にも 責任が生じるため、取引の安全を害する状況もある。

3. どうすればよいのか

(1) 条例から学ぶ調査契機の拡大、情報の承継

東京都、埼玉県、愛知県などは、3,000平方メー トル以上の土地改変時に調査義務を課すなど、調査 の契機を拡大している。また、三重県は、自主調査 における土壌汚染判明時の報告義務付けを行ってい

る。さらに、土地譲渡等の際に、土壌汚染に関する 情報の引継ぎを義務付けている自治体もある。

このような条例の考え方は、今後の土壌汚染対策 法のあり方の参考になるのではないか。

(2) 汚染土壌の移動規制

汚染土壌の移動については、現在通知によって運 用されている管理票制度を法制度化することが考え られる。

(3) 善意の取得者免責

不動産の取引安全のためには、善意で汚染土地を 譲り受けたものは、土壌汚染対策法上の対策義務を 負わないという考え方もある。しかし、土壌汚染対 策法は、土地所有者に第一次的な調査・対策責任を 課しており、この根本を覆すことにより調査・対策 が困難になる危険がある。

(4) PCB特別措置法との整合性

PCB特別措置法は、汚染原因者が浄化費用を負 担すべきものとなっている。土壌汚染のなかにPC B汚染が含まれている場合には、PCBの部分だけ 汚染原因者へ浄化費用を請求することになるが、こ れは合理的なものか疑問がある。土壌汚染対策法と PCB特別措置法との整合性を取る必要があるので はないか。

(5) 基準値は適切か

土壌汚染対策法では、汚染の有無の判断について 環境基準をそのまま採用している。しかし、自然由 来で環境基準を超過する地域が広範囲にあるという 現状にあって、この値をもって一律に指定地域とし て対策を行うことが適切であるかどうか疑問であ る。指定基準だけではなく、対策発動基準、対策目 的基準など、複数の基準値があってもよいのではな いか。また工場地域と住宅地域で同じ基準で考える ことが適切かも疑問がある。

4. 改正の内容

(1) 法案の内容

環境省は、土壌環境施策に関するあり方懇談会報 告を作成し、さらに中央環境審議会の答申をふまえ て、今年の3月13日に改正案を国会に提出した。そ の主な概要は以下のとおりである。

1 土壌汚染状況把握の制度拡充

一定規模以上の土地開発について調査命令の対象

とするとともに、自主調査において判明した土壌汚 染について、土地所有者等の申請に基づき規制対象 区域とする。

2 対策方法の明確化

規制対象区域を、形質変更届出が必要な区域と措 置実施が必要な区域に分け、どのような対策を行う 必要があるかを明らかにする。

3 搬出土壌の適正処理確保

規制対象区域からの土壌搬出を規制し、運搬につ いての管理票交付・保管を義務づけるとともに、汚 染土壌の処理業について許可制度を新設する。

(2) 国会での審議

衆議院では、特に築地市場移転問題を契機として、 公益的施設に土壌汚染が存在することの問題点が指 摘された。そこで、修正案として、公園、学校、卸 売市場等の公益的施設については、都道府県知事が 土壌汚染の有無について把握させるよう努力すると の規定が追加され、可決された。

参議院では、法案の修正は行われなかったものの、 6項目の付帯決議が行われた。そのなかには、土壌 汚染の未然防止措置、工場等の操業中の段階から計 画的に土壌汚染対策に取り組み、土壌からの揮発経 由による摂取リスクの研究や、生活環境や生態系影 響についての実態把握、企業の環境債務計上や情報 開示の実施、中小企業への配慮などを検討すべきと し、重要な指摘が行われている。

5. 改正法の与える影響

改正法は、調査契機の拡大と対策の合理化を目指 すものであるが、実際に機能するかは今後の課題で あろう。土地所有者の負担が増えることから、調査・ 対策を回避し、結果として売買が出来ずに塩漬けと なる土地が増えることも予想される。また、工場操 業中の対策が進むことは期待できず、地域住民の不 安に対する解決策も示されていない。有害物質の不 適切な使用が結果として土壌汚染を引き起こしてい ることを考えると、本来は有害物質のトータルな管 理のなかで土壌汚染問題を検討する必要があるので はないだろうか。参議院の付帯決議は、土壌汚染対 策法の今後の課題をよく示しており、これをふまえ た法律の運用及びさらなる改善が望まれる。



◎事務局より

化学物質政策基本法を求める請願署名活動継続中! 第3次集約は5月31日です。

国会では、4月に化審法改正の審議が始まろうとしています。

政局は混迷していますが、化学物質政策基本法を求める請願署名は、4月以降も引き続き継続していきますので、署名活動へのご協力、今後ともよろしくお願いします。

化学物質政策基本法を求めるケミネットの活動については、以下のホームページで、最新情報をアップしています。署名用紙もそこでダウンロードできます。 http://toxwatch.xteam.jp/hp/cheminet/index.htm

ご注意)署名用紙は衆議院提出用・参議院提出用と2部あります。内容はまったく同じですが、提出先が違うので、お手数ですが両方に署名をお願いします。

◎活動報告(09/02~09/03)

2月11日 常任幹事会 化学物質政策基本法 を求めるネットワーク (略称ケミネット) 運営委員会

2月18日 食品プロジェクトチーム会合 2月26日 CSプロジェクトチーム会合 2月28日 学習会「子どもの健康と環境ホル モン」開催

3月2日 ケミネット運営委員会

3月10日 常任幹事会

3月16日 ケミネット運営委員会 3月29日 ケミネット運営委員会

4月2日 ケミネット主催シンポジウム「化 審法改正と基本法制定を求めて」開催

編集後記 広報委員長 佐和洋亮

桜

桜の花は、風景も人の心も一変させます。

家並みの間の思わぬ所に、ピンクの花のかたまりができ、山では、自分の所在を知らせるかのように、ポッポッと山桜が咲き、そして、桜の名所では、頭上を一面に覆う花の下で人々は酒盛りをします。

寒かった冬や、暮らしの中での様々な悩み苦しみから、桜は、希望の光を与えてくれます。 花の頃は、大人も子供も、年寄りも若者も、健康な人も病気の人も、少し気持ちが明るくなったり、元気が出たりする季節です。

この金融恐慌が来る前は、お金こそ最大の価値であり、お金で買えないモノはないと言う 人さえいました。

しかし、どんなにお金があっても、その力できれいな花を咲かせることはできません。可 憐な鶯の姿やそのさえずりを作り出すこともできません。お金でできるのは、せいぜい人工 物の偽物です。

このように、自然は、人が作り出したものではなく、神様から与えられたもの、いわば、自然そのものが神ともいえます。

人ができるのは、せいぜい、その自然をなるべく壊さないようにすること、地球上の生きもを大切にすることしかありません。

自然の前には、人は、小さな存在でしかないのです。

小さな花の中に 蜂がいる その庭は塀の内にある 塀の外には街がある 街は日本にある 日本は地球にあり、地球は神様の中にある そして 神様は蜂の中に

(金子みすゞ)



ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 提言と実行

ニュースレター 第56号

2009年4月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 事務局

〒 160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642 ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議

編集協力・レイアウト PEM-DREAM

*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、http://www.kokumin-kaigi.org